

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
32	こども医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中津市は、こども医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

大分県中津市長

公表日

令和7年6月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	こども医療費助成に関する事務	
②事務の概要	中津市こども医療費の助成に関する条例(平成11年中津市条例第22号)に基づき、こどもの保護者が支払う医療費の一部を助成している。 中津市こども医療費の助成に関する条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報をこども医療費助成対象者の資格管理の事務で取り扱う。	
③システムの名称	1 総合福祉システム 2 統合宛名システム 3 中間サーバー	
2. 特定個人情報ファイル名		
こども医療費助成情報ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年中津市条例第44号)第4条第1項及び第2項、別表第1の30の項並びに別表第2の31の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成27年中津市規則第48号)第3条、第4条、別表第1の30の項及び別表第2の31の項	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠	番号法第19条第9号	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	健康福祉部こども家庭センター	
②所属長の役職名	こども家庭センター長	
6. 他の評価実施機関		
-		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	〒871-8501 大分県中津市豊田町14番地3 中津市健康福祉部こども家庭センター TEL 0979-53-6886	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	〒871-8501 大分県中津市豊田町14番地3 中津市健康福祉部こども家庭センター TEL 0979-53-6886	
9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からの申請に基づき特定個人情報の入手を行い、情報入手後は、こども医療事務に必要な情報の入手のみに利用し、特定個人情報自体のこども医療システム等への入力はおこなわないため、目的外利用へのリスク対策は十分であると考える。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報については、システムへの入力を行わないので、権限のないものによる不正使用のリスクはないものとする。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月17日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部地域医療対策課	健康福祉部こども家庭センター	事後	組織改編に伴い修正
令和6年5月17日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長所属長の役職名	地域医療対策課長	こども家庭センター長	事後	組織改編に伴い修正
令和6年5月17日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	中津市健康福祉部地域医療対策課 TEL 0979-22-1170	中津市健康福祉部こども家庭センター TEL 0979-53-6886	事後	組織改編に伴い修正
令和6年5月17日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年2月15日	令和6年4月1日	事後	再評価に伴い修正
令和6年5月17日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年2月15日	令和6年4月1日	事後	再評価に伴い修正
令和7年6月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	子ども医療費助成に関する事務	こども医療費助成に関する事務	事後	条例変更に伴い修正
令和7年6月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	子ども医療費助成に関する事務 子ども	こども医療費助成に関する事務 こども	事後	条例変更に伴い修正
令和7年6月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日	令和7年4月1日	事後	再評価に伴い修正
令和7年6月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日	令和7年4月1日	事後	再評価に伴い修正
令和7年6月27日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託	十分である	[○]委託しない	事後	再評価に伴い修正